

申請期限は
2月10日

地域企業感染症対策等支援事業の
補助対象期間が延長されました

県では、感染症対策を行う県内の中小企業者などを支援するため「地域企業感染症対策等支援事業」を実施。12月31日までとしていた補助対象期間を1月31日まで延長し、店舗の改装などを行った場合の費用を支援します。

■対象 市内に事業所がある中小企業者など
※業種ごとに要件があります

■補助対象経費

区分	内容
店舗における感染症対策経費	空気換気設備導入や抗ウイルス塗料を用いた内装工事に要する経費など
飲食店における業務転換(テークアウト、移動販売など)経費	広告掲載やホームページ作成、宅配バイクリースに要する経費など
道路旅客運送業などにおける感染症対策経費	待合所の消毒作業や飛沫感染を防ぐための備品購入に要する経費など

■補助率 10分の10〔1店舗・事業所当たり10万円が限度(税抜き)〕
※店舗および飲食店における消耗品費は、1

店舗・事業所当たり3万円が上限

■補助対象期間 4月1日～1月31日
※上記期間内に支払いが完了したものに限り

■申請期限 2月10日(水)

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、
▶支出内容が確認できる書類▶口座通帳の写し▶申請者確認書類(個人事業主、法人、その他団体、中小企業者を構成員とする団体によって異なります)の写しを添えて、下記へ郵送で提出

*申請様式は、花巻商工会議所窓口(〒025-0075 花城町10-27 ☎23-3381)に備え付けているほか、同会議所ホームページに掲載しています

花巻商工会議所
QRコード
ホームページ

【問い合わせ・申請】花巻商工会議所(〒025-0075 花城町10-27 ☎23-3381)

申請期限は
3月31日

花巻市雇用安定助成金の
内容を拡充しました

市では、国の雇用調整助成金に上乗せ補助を行う「花巻市雇用安定助成金」を実施。6月30日までとしていた助成対象期間を12月31日まで延長し、市内事業所における労働者の雇用維持を支援します。

■対象 国の雇用調整助成金対象事業者で助成率が10分の10とならない市内事業者
■助成率 中小企業・大企業…10分の1
■助成金額 国の雇用調整助成金対象額の10分の1(1人日額上限925円)
■助成対象期間 4月1日～12月31日
※賃金支払対象期間が1日でも助成対象期間内に含まれる場合は、当該賃金も対象となります

ります(4月1日以降に限る)
■申請期限 3月31日(水)
■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、
▶国の雇用調整助成金支給申請書▶同支給決定通知書▶同助成額算定書一の写しなどを添えて、下記へ提出

*申請様式などは、市ホームページに掲載しています

市ホームページ
QRコード

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

国の雇用調整助成金の概要

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業者の皆さんに従業員の雇用を維持してもらうことを目的に「雇用調整助成金」を実施。9月30日までとしていた助成対象期間を2月末まで延長し事業者の皆さんを支援しています。

※雇用調整助成金とは…経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一次的に休業などを行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金などの一部を支援するものです

■対象 売上高などが前年同月比で5%以上減少し、雇用調整を行っている事業主
※従業員の休業を実施し、休業手当などを支払っている必要があります

■限度額 1人日額15,000円
■助成対象期間 4月1日～2月末
■助成額(率)
休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額(助成率は下表のとおり)

区分	中小企業	大企業
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	5分の4	3分の2
上記のうち解雇などをしなかった事業主 *一定の要件があります	10分の10	4分の3
教育訓練を実施したときの加算 *一定の要件があります	2,400円	1,800円

■相談窓口 ハローワーク花巻雇用調整助成金担当(☎23-5118)

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

国民健康保険税の減免制度をお知らせします

【問い合わせ】
本館市民税課(☎41-3526)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、国民健康保険税の一部または全額の免除が受けられます。

- 対象・減免額
- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上減少する見込みであること▶令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること▶令和元年中の所得(令和2年中の収入減少が見込まれる種類の所得を除く)の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険税額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

対象保険税額＝A×B÷C
A…世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B…減少することが見込まれる収入に係る前年所得金額
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の前年合計所得金額

[表2]

前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

[算定例] 世帯主(夫)の事業収入が7割以下となる見込みの国保加入世帯の減免額

区分	内容
① 令和元年中世帯合計所得額	400万円(世帯主…事業所得250万円、年金所得100万円、妻…年金所得50万円)
② 令和2年度保険税額	50万円
③ 減少が見込まれる世帯主の所得額	250万円
④ 減免割合	10分の8(前年合計所得金額400万円以下)
⑤ 減免額の算定(②×③÷①×④)	50万円×250万円÷400万円×0.8＝25万円
⑥ 減免額	25万円

心配な人は
ご相談ください

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

岩手県 受診・相談センター 24時間対応 ☎019-651-3175 FAX019-626-0837	岩手県 感染症相談窓口 午前9時～午後9時 ☎019-629-6085 FAX019-626-0837	厚生労働省 電話相談窓口 午前9時～午後9時 ☎0120-565653 FAX03-3595-2756
---	--	--